特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	令和5年度宇都宮市低所得世帯に対する重点支援給付 金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、低所得世帯に対する重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利権益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利権益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇都宮市長

公表日

令和5年7月14日

I 関連情報

_」	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	令和5年度宇都宮市低所得世帯に対する重点支援給付金に関する事務
②事務の概要	「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について(令和5年3月29日付け内閣府地方創生推進室 事務連絡)」に基づく「令和5年度宇都宮市低所得世帯に対する重点支援給付金事業支給事務実施要綱」、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び宇都宮市個人番号の利用等に関する条例等に基づき、宇都宮市(以下、「本市」という。)が市民から提出された申請書等に基づき、重点支援給付金の支給決定を行い、通知する。 ① 重点支援給付金支給要件確認書の通知 ② 重点支援給付金支給要件確認書及び申請書の受理 ③ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報の照会
③システムの名称	① 令和5年度物価高騰対策支援給付金事務支援システム② 共通基盤システム(庁内連携システム)③ 団体内統合宛名システム④ 中間サーバー⑤ 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル:	名 名
令和5年度物価高騰対策支援	給付金事務支援システムファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の101の項 ・第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・令和5年総務省デジタル庁告示第17号 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二における情報照会の根拠 ・第一欄(情報照会者)が「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項(121の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令59条の4 ・令和5年総務省デジタル庁告示第18号 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	重点支援給付金実施本部
②所属長の役職名	本部長
6. 他の評価実施機関	
_	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 請求先 宇都宮市 重点支援給付金実施本部 電話番号:028-632-5113

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市 重点支援給付金実施本部

電話番号:028-632-5113

II しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人۶	卡満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人未満(任意実施) 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			令和5年6月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点						
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類					
	項目評価	-			<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び	が全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接線]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監	<u></u>	
9. 従業者に対する教育・唇	各						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明